

卒業の認定に関する方針

【卒業・修了資格判定及び卒業・修了判定】

- (1) 卒業・修了年次においては11月に卒業資格判定を行い、判定結果の掲示を行う。その際に出席、学科、実技などを考慮した結果、卒業・修了資格なしと判定のあった者は卒業・修了制作を着手する事ができず、卒業及び修了不可となる。判断保留の学生については、3月において卒業・修了判定を行い、単位の修得状況によっては卒業・修了制作の提出があっても卒業・修了不可となり、留年もしくは卒業・修了延期となる場合がある。
- (2) 学費において未納がある場合、卒業・修了判定において卒業・修了不可もしくは除籍となることがある。

【卒業・修了の要件】

- (1) 3年以上在学し、合計96単位以上を習得することを卒業の要件とする。
- (2) 研究科を修了するには1年以上在学し、かつ所定の単位を32単位以上習得することを要する。
- (3) 上記の条件を満たさない場合は卒業または修了と判定されない。
- (4) 上記の条件を満たさなくても情状によって卒業または修了保留と判定される場合がある。この場合は、すみやかに課題の追提出または追試験等によって卒業または修了の判定を受けなければならない。
- (5) 卒業の判定を受けられない場合には、卒業保留、または留年、退学もしくは除籍となる。
- (6) 修了の判定を受けられない場合には、修了不可となる。
- (7) 卒業または修了に際しては、学生証等を返還しなければならない。
- (8) 学費が未納の場合、成績が優秀であっても卒業または修了は保留となる。この場合、学費の完納をもって卒業または修了判定を受けることができる。ただし、卒業年次の3月末日、年度内に限る。